

空き家・空き地バンクの利用手順

○空き家・空き地を借り（買い）たい方

1	物件情報の公開	<p>市及び宅建協会のホームページで物件情報を提供します。</p> <p>◆公開する物件情報</p> <ul style="list-style-type: none">・登録番号・売却または賃貸の別・売却または賃貸の希望価格・物件所在地（丁目、字まで）・物件の概要（建築年や構造など）・設備状況・主要施設等への距離・位置図及び間取り図・外観や内観の写真
2	利用申込み	<p>登録物件の利用を希望される方は、次の書類に必要事項を記入し、市または宅建協会に提出してください。</p> <p>◆利用申込みに必要な書類 羽生市空き家及び空き地バンク利用申込書（様式第7号）</p>
3	物件交渉	<p>利用申込み後に宅建協会会員から物件登録者に連絡します。その後、宅建協会会員の仲介により交渉を行うこととなります。</p> <p>※宅建協会会員の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が発生します。</p> <p>※市は物件交渉には一切関与しません。交渉及び契約に関するトラブルについては、当事者間で解決していただきます。</p>

空き家・空き地バンクのしくみ

